

人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）交付要綱

令和 7 年 2 月 6 日

文部科学大臣決定

（通則）

第 1 条 「人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）」（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、大学・地方自治体等がリカレント教育を通じて、産学官等の連携による地方創生や産業成長や構造転換を推進するための事業に必要な経費を補助することにより、産業界、個人、教育機関がそれぞれ成長・自走できるリカレント教育エコシステムの構築を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第 3 条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、別紙 1 の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、別紙 1 に定める補助金交付決定額の算定方法に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）は、別紙 1 の補助事業者の欄に掲げるものとする。

3 補助対象経費は、別紙 1 の補助対象経費の欄に掲げるとおりとする。

（申請手続）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式 1）を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当の額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計

額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附することができる。

4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第1項の交付申請書が文部科学省に到達した日から30日以内とする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、大臣が別に定める期日までに交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式2)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りでない。

- 一 補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合
- 二 リカレント教育エコシステム構築支援事業について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の額を、その総額の50%以内で増減する場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは中止承認申請書(様式3)を、廃止しようとするときは廃止承認申請書(様式3)を速やかに大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式4)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第11条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)した場合にあっては、その日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式5)を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合にあっては、交付決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、実績報告書の提出期限につき、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

4 第2項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

5 補助事業者は、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交

付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、別紙２に掲げる算式により算定した額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、第１項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第１４条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式６）を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

- 第１５条 補助金の支払は、原則として第１３条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和２２年法律第３５号）第２２条及び予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第５８条第４号に基づく財務大臣との協議が調った事項については、補助金の全部または一部について概算払することができる。
- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは交付請求書（様式７）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

- 第１６条 大臣は、第９条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第５条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、この要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により第5条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第13条第4項の規定は、第2項の規定に基づき返還を命ずる場合に準用する。

(知的財産権の報告)

- 第17条 リカレント教育エコシステム構築支援事業により得られた特許権その他の知的財産権を取得した場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書(様式8)を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、大臣は、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部に相当する額を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別紙3に基づき、あらかじめ財産処分承認申請書(様式9)若しくは財産処分報告書(様式10)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない

ない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

(審査・評価結果の報告)

第21条 審査・評価業務を行う補助事業者は、補助事業により審査・評価を行ったときは、速やかに、その結果を大臣に報告しなければならない。

(報告の公表)

第22条 大臣は、第11条、第12条第1項及び第2項並びに前条の規定により提出された報告書の全部又は一部を公表することができる。

(審査・評価の実施細目)

第23条 審査・評価業務を行う補助事業者は、補助事業における審査・評価の実施細目について定めなければならない。

(補助金調書)

第24条 補助事業者（地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式11）を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第25条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第26条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受け取ることを求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 6 日から施行する。

別紙 1（第 3 条第 1 項～第 3 項関係）

補助事業	補助事業者	補助金交付決定額の算定方法	補助対象経費
リカレント教育エコシステム構築支援事業 主に大学のリカレント教育において地方創生等の課題に対応するとともに、教育研究力に期待のある分野等について大学と産業界のマッチングを図るための事業であって、特に優れた取組として選定された事業をいう。	大学の設置者（、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）、地方公共団体、法人格を有する大学コンソーシアム	・ 交付決定額の算定方法は、右の欄に掲げる経費のうち、補助事業を実施するために必要な額又は補助金基準額のいずれか少ない額を補助金交付決定額とする。 ・ 補助金基準額は、予算の範囲内において別に定める。	物品費、人件費・謝金、旅費、その他

別紙 2（第 1 3 条第 1 項関係）

補助事業	算 式	備 考
リカレント教育エコシステム構築支援事業	次のいずれか少ない額を交付すべき補助金の額として確定する。 ・ 補助金の交付決定額 ・ 補助事業に要した補助金対象の総額 ただし、受講料収入額が自己負担額（※）を超える場合は、その超過した額を補助金の交付決定額から差し引いた額を、交付すべき補助金の額として確定する。	「補助事業を要した経費」とは、交付決定に係る補助事業を実施するために必要な補助対象経費の実際にかかった経費をいう。 「自己負担額」とは、補助事業を実施するために要した経費から、補助金額を差し引いた額をいう。

別紙 3（第 19 条第 3 項関係）

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第 1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第 2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に様式 9 の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第 2 条第 6 項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に同様式を提出することにより、申請手続を行う。

（注 1）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

（注 2）一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

（注 3）補助対象財産への再生可能エネルギーの発電設備の設置

補助対象財産に自ら太陽光パネル等の再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合や、同設備を設置するために第三者に補助対象財産の一部を有償又は無償で貸し出す場合（屋根貸し等）であって、次の２点をいずれも満たす場合は財産処分に該当せず、手続は不要である。

- ① 補助対象財産の性質や設計上の理由等から補助対象財産の整備目的のためには使用しない場所（通常は立入りのできない屋根、管理上の都合で取得した法地等）に再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合など、補助対象財産の整備目的を妨げないと認められること
- ② 補助対象財産である施設の強度を損なうこと、通常の維持管理業務に支障をきたすことその他補助対象財産の財産的価値を損なうことがないこと

（注４）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

（注５）処分制限期間が１０年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が１０年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

２ 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって様式１０により文部科学大臣への報告があったものについては、１にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

なお、地域再生法（平成１７年法律第２４号）第５条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第１８条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

- （１）地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）

- ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が１０年以上である補助対象財産について行う財産処分
- ② 経過年数が１０年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（平成１６年法律第５９号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの

- （２）災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合

② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合

イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合

ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさない限りにおいて承認するものとする。

また、抵当権が実行に移された場合には、適正化法第17条第1項に基づき補助金等の交付決定を取消し、適正化法第18条第1項に基づきその補助金等の返還を命じることとなるので、この旨承認の通知に付記することとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

様式1（第4条第1項関係）

		表紙: 文書番号等欄	
		令和	年 月 日
文部科学大臣 殿			
大学等の設置者 (名 称) (所在地) (代表者氏名)			
大学等名			
令和6年度 人材育成推進事業費補助金 (リカレント教育エコシステム構築支援事業) 交付申請書			
令和6年度人材育成推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり令和6年度人材育成推進事業費補助金(リカレント教育エコシステム構築支援事業)の交付を申請します。			
整理番号			
申請プログラム			
プログラム名称			
国庫補助対象額		円	
国庫補助金交付申請額		円	
補助事業の目的・内容等	別紙のとおり		
補助事業の完了予定日			
事業推進担当者	氏名	所属・職名	
事業推進代表者			
事業推進責任者			
会計事務担当者名	所属・職名	連絡先(電話番号、E-mailアドレス)	
		TEL	
		E-mail	

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

大学等名
大学等の設置者名
職名・氏名

令和6年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）
事業内容等変更承認申請書

令和6年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）について、事業内容を変更したいので、令和6年度人材育成推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1. プログラム名称
- 2. 交付決定額
- 3. 変更の内容
- 4. 変更の理由
- 5. その他

事務担当者連絡先等	
担当者名	(所属・職名・氏名)
TEL	
FAX	
E-mail	

様式3（第9条関係）

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

大学等名
大学等の設置者名
職名・氏名

令和6年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）
に係る事業の中止（廃止）承認申請書

令和6年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）について、事業を中止（廃止）したいので、令和6年度人材育成推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1. プログラム名称
- 2. 本年度の補助対象経費使用状況
 - ①補助対象経費の総額（うち補助金交付決定額）
 - ②支出済額
 - ③未使用額
- 3. 事業中止（廃止）の発生年月日及びその理由
- 4. 事業の中止（廃止）後講ずる措置
- 5. その他

事務担当者連絡先等	
担当者名	（所属・職名・氏名）
TEL	
FAX	
E-mail	

様式4（第10条関係）

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

大学等名
大学等の設置者名
職名・氏名

令和6年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）
に係る事業遅延届

令和6年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）に係る事業の遅延について、令和6年度人材育成推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. プログラム名称
- 2. 補助事業の内容及び進捗状況
- 3. 遅延理由
- 4. 遅延に対して講じた措置
- 5. その他

事務担当者連絡先等	
担当者名	(所属・職名・氏名)
TEL	
FAX	
E-mail	

様式6（第14条第1項関係）

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

大学等名
大学等の設置者名
職名・氏名

令和6年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、令和6年度人材育成推進事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 プログラム名称
- 2 補助金の額（交付要綱第13条第1項による額の確定額） 円
- 3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
- 5 補助金返還相当額（上記4から3の額を差し引いた額） 円
- （注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

事務担当者連絡先等	
担当者名	（所属・職名・氏名）
TEL	
FAX	
E-mail	

令和 6 年度人材育成推進事業費補助金
（リカレント教育エコシステム構築支援事業） 交付請求書

官署支出官
文部科学省大臣官房会計課長 殿

大学等名
大学等の設置者名
職名・氏名

下記のとおり、請求します。

記

補助金等名	
交付決定額 （金額を変更した場合は変更後の金額を記載）	円
請求額	円

事務担当者連絡先等	
担当者名	（所属・職名・氏名）
TEL	
FAX	
E-mail	

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

大学等名
大学等の設置者名
職名・氏名

令和 6 年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）
に係る知的財産権報告書

令和 6 年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）による事業で得られた成果に係る知的財産権について、令和 6 年度人材育成推進事業費補助金交付要綱第 17 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. プログラム名称

2. 知的財産権の取得状況

知的財産権の内容	発明者等	権利者	知的財産権の種類、番号	出願年月日	取得年月日

3. 当該知的財産権の取得に係る補助金の交付状況

4. その他

事務担当者連絡先等	
担当者名	(所属・職名・氏名)
TEL	
FAX	
E-mail	

様式 9（第 19 条第 3 項関係）

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

大学等名
大学等の設置者名
職名・氏名

令和 6 年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）
により取得した△△△△に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づき（※ 1）、次のとおりの処分について承認を求めます。

事務担当者連絡先等	
担当者名	（所属・職名・氏名）
TEL	
FAX	
E-mail	

- ※ 1 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づき、」
と記載すること。

機 関 名 :

プログラム名称 :

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分 (抵当権の設定))

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る 建物延面積	⑧建物延面積 の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助 年度	⑭処分制限 期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容					⑰処分予定年月日
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合(承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画(担保に供する処分の場合)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2)⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1)当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2)間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

様式 10（第 19 条第 3 項関係）

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

大学等名
大学等の設置者名
職名・氏名

令和 6 年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）
により取得した△△△△に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づき（※ 1）、次の処分について報告します。

事務担当者連絡先等	
担当者名	（所属・職名・氏名）
TEL	
FAX	
E-mail	

※ 1 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第 7 条第 3 項の規定により付した条件に基づき、」
と記載すること。

機 関 名 :

プログラム名称 :

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名	④所在地		
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る 建物延面積	⑧建物延面積 の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助 年度	⑭処分制限 期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

--

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2)⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分報告書の写しを添付すること。

(3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

様式 1 1 (第 2 4 条関係)

令和6年度人材育成推進事業費補助金（リカレント教育エコシステム構築支援事業）調書

令和 年度

文部科学省所管一般会計

(地方公共団体名)

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額	補助率	歳 入			歳 出					
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	
(項) 教育政策推進費											
(目) 令和6年度人材育成推進事業費補助金											

(注) 1 「歳入科目」及び「歳出科目」の欄は、地方公共団体の予算書及び決算書における当該補助金の計上科目を記入すること。

2 当該補助金に係る「額の確定」を受けたときは、備考欄に確定額を記入すること。